

大和工業アリーナ姫路開館記念イベント開催業務委託  
公募型プロポーザル募集要項

令和8年3月

大和工業アリーナ開館記念イベント実行委員会

## 1 募集の概要

### (1) 業務名

大和工業アリーナ姫路開館記念イベント開催業務委託

### (2) 履行期間

委託契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

### (3) 履行場所

大和工業アリーナ姫路（姫路市西延末450番地）

### (4) 業務の目的及び概要

令和8年10月1日に供用開始予定の大和工業アリーナ姫路（姫路市立ひめじスーパーアリーナ）（以下「本アリーナ」という。）において、施設の開館を記念した音楽等のエンターテインメントイベントを実施することで、手柄山地域の賑わいを創出し、姫路市の魅力や本アリーナの多様な利用方法を全国へ発信することを目的とする。

## 2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 公告の日において、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 公告の日から契約相手方の決定の日までの間において、次の全てに該当すること。
  - ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により姫路市の業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
  - イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ないこと。

(7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員の関係にある場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

(8) 参加表明者が、公告の日において姫路市の登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当する事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

(9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(10) 大和工業アリーナ姫路開館記念イベント実行委員会（以下、「実行委員会」という。）の委員が所属する組織又はその組織と資本面もしくは人事面において関連があるものでないこと。なお、本プロポーザルの選定手続きにおいて自己に有利になることを目的として実行委員会の委員と接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

(11) 令和2年4月1日以後に完了した、3,000人以上の規模のコンサートや野外フェス等の業務の履行実績を元請もしくは主催として有すること。

### 3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

大和工業アリーナ姫路開館記念イベント実行委員会事務局（以下、「実行委員会事務局」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市観光経済局スポーツ振興室内  
電話 (079) 221-2796  
FAX (079) 221-2045

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和8年(2026年)3月25日から同年5月28日まで 姫路市の休日(姫路市の休日を定める条例(平成2年姫路市条例第15号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。)を除く。
閲覧の場所	実行委員会事務局 ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032213.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032213.html</a> )

#### 4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日
1	公告及び要求水準書等の公表	令和8年3月25日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和8年4月7日
3	参加資格確認結果の通知	令和8年4月9日
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和8年4月20日
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和8年4月22日
6	提案資料提出書類の受付期限	令和8年5月14日
7	契約候補者の特定	令和8年5月21日(予定)
8	契約候補者の通知	令和8年5月22日(予定)
9	契約相手方の決定	令和8年5月27日(予定)
10	契約締結予定日	令和8年5月28日(予定)
11	審査結果の公表	令和8年5月29日(予定)

#### 5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却しない。

ア 提出書類

- (ア) 使用印鑑届兼委任状(様式1)  
(イ) 参加表明書(様式2)

- (ウ) 履歴事項全部証明書（令和7年12月1日以降に発行された最新のものの原本又は写し。）
- (エ) 業務実績調書（様式3）
- (オ) 関連企業申告書（様式4）
- (カ) 姫路市税の納税証明書（滞納無証明書）（公告日以後に発行されたものの原本、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (キ) 国税の納税証明書（個人の場合、税務署様式その3の2。法人の場合、税務署様式その3の3。）（公告日以後に発行されたものの原本）

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和8年（2026年）3月25日から同年4月7日まで 本市の休日を除く。
配布場所	実行委員会事務局 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 （ <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032213.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032213.html</a> ））

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、参加資格の有無に係る異議申し立ては受け付けない。

オ 提出場所

実行委員会事務局

カ 提出期間（参加表明書受付期間）

令和8年4月6日午前9時から同月7日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和8年4月9日に参加資格確認通知書を電子メールで送付

することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、実行委員会委員長に対して参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和8年4月10日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により実行委員会事務局に提出すること。実行委員会委員長は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

## 6 現場内覧会

希望者がいる場合、実行委員会事務局は建設事業者と調整し、大和工業アリーナ姫路の内覧を実施する予定である。なお、調整の結果、内覧会を実施できない場合があるので留意すること。

### (1) 受付期間

令和8年4月7日午前9時から同月9日午後4時まで

### (2) 現場見学会の参加資格及び参加人数

参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）とし、1参加者2名までとする。

### (3) 受付方法

現場見学会参加申込書（様式9号）に必要事項を記載したうえで、電子メールにより、次の提出先に提出すること。

提出先（送信先アドレス）：sports-sinko@city.himeji.lg.jp

### (4) 現場見学会の内容

#### ア 実施日時

令和8年4月10日から同月17日までのうち1日（午後）

※詳細な日時については、現場見学会の参加申し込みのあった全ての者に対して別途通知する。なお、現場見学会は1時間程度を想定している。

#### イ 場所

姫路市西延末450番地

#### ウ 留意事項

現場見学会において、審査に影響のある質問は受け付けない。

施設は現在工事中のため、施工状況等について確認するものであり、詳細について測量等を実施できるものではない。

当日は企業名等の参加者が特定できるような服装及び行為がないようにすること。

## 7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式5）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更のうえ、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

sports-sinko@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和8年4月20日午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和8年4月22日午後4時から

イ 回答方法

回答は、参加者全員にメールで通知するほか、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加事項又は修正事項として取り扱う。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

## 8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「大和工業アリーナ姫路開館記念イベント開催業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式及びそのPDFデータ

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式7（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により提案資料が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、第12項第2号により失格とし、失格に係る異議申し立ては受け付けない。

(4) 提出場所

実行委員会事務局

(5) 提出期間（提案資料受付期間）

令和8年5月12日午前9時から同月14日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄がある場合においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成にあたっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。なお、委託料及びチケット収入等、全ての収入を活用した提案内容とすること。

エ 提出された提案資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

## 9 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、前項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、実行委員会において実施する。

ウ 審査の過程において、提案資料に係る質問をメールで送付する場合がありますので指定された期日までに回答すること。なお、ヒアリングは実施しないものとする。

エ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

オ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、実行委員会の協議により実行委員会委員長が順位を付し、最上位であったものを契約候補者として特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案内容に関する評価

評価項目		評価基準	配点	得点
提案内容	(1) 業務実施方針	本事業の趣旨や要求水準書の内容を十分に理解し、全ての業務が羅列された明確かつ具体的な企画内容であるか。	10点	90点
	(2) 業務実施体制	業務内容に応じた適正な実施体制（責任者、人員、役割分担等）となっており、業務を確実に遂行することができるか。	10点	
	(3) 業務計画	工程ごとに妥当な進め方や業務内容となっており、効果的なスケジュール設定となっているか。	5点	
	(4) 評価テーマ① エンターテイメント イベント内容	イベントタイトル・コンセプト・集客ターゲット等は、本事業の趣旨を踏まえたふさわしい内容となっているか。	5点	
		イベントの内容（市民参加型コンテンツ含む）や会場レイアウト（設置物等含む）、オリジナルグッズ等について工夫が凝らされているか。実施方法等が具体的に、実現性があり、安全管理に配慮した設営計画となっているか。	10点	
		設定したターゲットの集客が期待できる魅力的な出演者等となっているか。ステージや音響・演出等は、出演者や来場者共に満足度の高い構成となっているか。	15点	
		会場全体の安全性を十分に確保できかつ必要な箇所に効率的にスタッフを配置し、警備、誘導を行う体制が取れているか。トラブルや予期せぬ事態も想定された体制となっているか。	5点	
(5) 評価テーマ②	本事業の趣旨を踏まえ、具体的で実現性	10点		

	広報・プロモーション	のある広報計画となっているか。 目標数（K P I）が適切に設定されており、達成に向けた戦略的かつ効果的な広報・プロモーション活動が提案され、各メディアへのアプローチを着実に実行できる計画となっているか。	
		進捗管理や効果測定、事業実施中の改善策の提示等を適切に実施できる具体的な提案となっているか。	5点
	(6) 評価テーマ③ 協賛金やチケット等の募集・収支計画	本委託業務の実施意義を高める協賛計画やチケット等の募集計画が提示されているか。 本事業に係る収入・支出計画は、明確かつ高い実現性を伴っているか。	10点
	(7) 評価テーマ④ 独自提案	独自提案の内容は、本事業や市内経済に好影響をもたらすとともに、適切に実施できる具体的な提案となっているか。	5点

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	採点基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.0
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.8
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.6
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.4
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.2

イ 実行委員会が委託料として支払う金額（受託希望金額）（以下「提案金額」という。）に関する評価

前項第1号に定める提案資料の様式8に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された提案金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、提案金額に関する評価点の満点である10点を付与し、その他の提案者の評価点は、10点に第1位の提案金額と当該提案者が示す提案金額との比率を乗じて得た数とする。ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の提案金額については評価点の算出対象から除外したうえで、評価点を算出する。

10点×(全提案中最低の提案金額/当該提案者の提案金額)

ウ 総合評価点

提案内容に関する評価者全員の評価点の平均点と事業費(受託希望金額)に関する評価点の合計により算出する。(満点100点)なお、総合評価点算出後に同号イただし書に該当する事例が発生した場合には、事業費(受託希望金額)に関する評価点を再算出したうえで、総合評価点を再度算出する。

エ 最低点

提案者の総合評価点は、50点を最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は、選定しない。また、提案者が1者であっても最低基準点を下回る場合は契約候補者として選定しない。

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提案書が指定の枚数を超過する場合は、超過した提案書については評価しない。

ウ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

エ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

オ 契約候補者の特定を令和8年5月21日に行う予定である。特定された契約候補者へは、口頭又は電話にて連絡したうえで、その旨を別途書面により通知する。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

カ 特定された契約候補者は、令和8年5月27日午後4時までに、本件業務の見積書を実行委員会事務局に提出すること。

キ 契約相手方名、契約金額及び審査結果については、令和8年5月29日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

ク 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

## 10 契約の方法

(1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。

(2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号オと同様の方法により契約候補者を特定する。

- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

#### 1.1 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により実行委員会事務局に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できものに限る。）で提出すること。  
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

#### 1.2 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において大ア姫記実委第7号第1項第4号に定める上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他本プロポーザルの条件に違反した者

#### 1.3 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他実行委員会委員長が必要と認めるときには、実行委員会委員長は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

#### 1.4 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

#### 1.5 その他

- (1) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、実行委員会委員長は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (2) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱に定める暴力団排除に関する誓約書（第3号）を提出しなければならない。
- (3) 審査結果について、契約締結後に、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、提案者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。
- (4) 本案件は電子契約の対象外とする。
- (5) 本業務の実施は、原則令和8年度地域未来交付金の採択を条件とする。